

訴 状

令和3年9月29日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとほり

除名処分無効確認等請求事件

請求の趣旨

- 一 令和3年3月2日付けで被告自由民主党（以下「自民党」といふ。）の日野支部長の被告西野正人名で原告になされた離党勧告処分及び同年4月28日付け自民党の東京都支部連合会党紀委員会委員長の被告林田武名で原告になされた除名処分は、いづれも無効であることを確認する。
- 二 自民党は、原告が自民党所属党员である東京都日野市議会議員として以下の政治活動を行ふことに対して不利益な取扱や処分をしてはならない。
 - 1 国に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といふ。）第6条第8項の指定感染症として、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）第1条により「新型コロナウイルス」（以下「武漢ウイルス」といふ。）感染症（以下「武漢ウイルス感染症」といふ。）と指定した処分の取消を求める活動。
 - 2 国に対し、武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてある同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分の取消を求める活動
 - 3 国に対し、「新型インフルエンザ等感染症」（武漢ウイルス感染症）の指定に基づく感染症対策を行つてはならないとする活動
 - 4 国に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第14条の3に基づいてなした以下の特例承認の取消を求める活動
 - (1) 令和3年2月14日になされた mRNA ワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日）の特例承認
 - (2) 令和3年5月21日になされたウイルスベクターワクチン（販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルア

デノウイルスベクター、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和 3 年 2 月 5 日) の特例承認

(3) 同日になされた mRNA ワクチン (販売名：COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和 3 年 3 月 5 日) の特例承認

5 国に対し、前記 4 の(1)ないし(3)のワクチンについて、予防接種法 (昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号) 第 6 条第 1 項の義務がないことの確認を求める活動

6 国に対し、国が前記 4 の(1)ないし(3)の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 75 号) に基づいて締結した損失補償契約が無効であることの確認を求める活動

7 国に対し、ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction) を用いた SARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによるすべての検査 (以下「PCR 検査」といふ。) を武漢ウイルスの感染病原体検査の有無を判定するための目的で使用してはならないことを求める活動

8 国に対し、前記 4 の(1)ないし(3)のワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書 (ワクチン・パスポート) を発行交付すること、及び、PCR 検査で陰性となった者に武漢ウイルスに感染してゐないとすることを証明する文書 (陰性証明書) を発行交付することをいづれも行つてはならないことを求める活動

9 マスクの着用をせずに日常生活を営む活動

三 原告が行ふ前項の政治活動を自民党の政策として審議すべきことの提案を受理する義務が自民党にあることを確認する。

四 被告らは、原告に対し、連帯して金 150 万円を支払へ。

五 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を並びに第四項につき仮執行の宣言を求める。

(「請求の原因」目次)

第一	当事者	4
第二	本件処分とその理由	4
一	本件処分	4
二	本件処分の手続と処分理由	4
三	マスク着用についての原告の知見	5
第三	自民党の党則	6
一	総論	6
二	党員の権利と義務	6
三	党員に対する処分	7
四	自民党自らの党則違反行為	8
五	離党の勧告と除名	9
六	地方組織への処分授権の不存在	9
七	政策決定(党議)の不存在	10
第四	本件処分後における感染症対策の事情変更	11
一	ロナプリーブの特例承認	11
二	武漢ウイルスワクチン接種による死亡者	11
三	予防と治療	12
四	財政の浪費	13
五	事情変更による政策転換義務	13
1	予防から治療へ	13
2	国民生活の原状回復	14
3	提言の失効	15
第五	本件処分の無効性	15
一	総論	15
二	争訟性の存在	16
三	本件処分の違法性と適正手続違反	18
第六	政策提案権及び自由討議参加権	19
一	政策提案権	19
二	ロバート議事規則	19
三	自由討議参加権	20
第七	本件不法行為	20
第八	責任と損害	21
第九	結語	22

請求の原因

第一 当事者

- 一 原告は、自民党所属党员であり、東京都日野市議会議員であり、これまで請求の趣旨第二項1ないし9記載の政治活動（以下「原告政治活動」といふ。）を含む様々な政治活動を行ってきた者である。
- 二 自民党は、政権与党を担ふ政治資金規正法上の政党であり、その代表者は、内閣総理大臣である総裁の菅義偉、幹事長の二階俊博である。
- 三 被告西野正人（以下「西野」といふ。）は、自民党に所属し、日野市を選挙区とする前都議会議員であり、被告林田武（以下「林田」といふ。）は、東京都支部連合会党紀委員会委員長であつて、いずれも自民党の地方機関に属する党员である。

第二 本件処分とその理由

一 本件処分

- 1 原告は、自民党日野総支部の支部長である西野から同支部長名により、令和3年3月2日付けで「離党勧告処分の決定について」（甲1）と題する文書が原告に突然に交付され、その中で、原告が自民党の党則第3条の3の「党の政策を守る義務」に反した「明確な反党行為」であるとし、同日付で離党勧告処分とするとして、その勧告の期限を同月10日として、それまでに原告が離党届を提出しないときは、同日付で「除名処分」とする旨の通告を受けた（以下「第一処分」といふ。）。
- 2 そして、その後において、原告は、最終的には、自民党東京都支部連合会党紀委員会委員長である林田から、同年4月26日付け「決定書（処分）」（甲2）と題する文書により「池田利恵を「除名処分」とする」との通告を受けた（以下「第二処分」といふ。）。
- 3 なお、自民党日野総支部による第一処分に基づく令和3年3月10付けの除名処分と、自民党東京都支部連合会党紀委員会による同年4月26日付けの第二処分による除名処分とは、処分主体、処分日付等が同一ではなく、両者の関係や効力の優劣等は不明であるものの、これら一連の処分は一体的な処分であるから、これらを以下において「本件処分」といふ。

二 本件処分の手続と処分理由

- 1 原告が第一処分（甲1）を受けるについて、自民党から事前に告知と聴聞の機会が与へられず、全く適正な手続がとられてゐない。
- 2 また、原告が第二処分を受けるについても、離党届を提出しないことに関して、事前に告知と聴聞の機会が与へられず、全く適正な手続がとられてゐない。
- 3 そして、本件処分の具体的理由は定かではないが、原告政治活動を支援する団体

から、原告政治活動の説明と報告を求められて、令和3年2月14日に名古屋市内で講演を行った際、子宮頸がんワクチンの実態と武漢ウイルスについての説明をして、その接種に反対であることを唱へた際、原告が参加者にマスク着用を促さなかつたことなどを理由とするものやうである。

- 4 しかし、参加者を含めてすべての人にはマスク着用の法的義務はない。また、原告自身は5年ほど前に声帯の手術をしたことから喉の調子によつてはその保護をするため、議会での協力要請に基づくマナー程度にはマスクを着用するが、常時着用する習慣はないので、たまたまこのときはマスク不着用であつた。しかし、施設の管理者でも主催者でもない原告が、参加者にマスク着用を促さないことは何ら批判されるやうな行為ではない。にもかかはらず、それが違法ではないことについての弁明の機会すら与へられずに本件処分がなされたのである。
- 5 原告は、マスク不着用で講演等を行ったが、このときは、マスク着用の効用に科学的な疑問があることなどについて話をしたことはなく、HPVワクチンと武漢ウイルスの件に関してのみの話しかしてゐないのである。
- 6 そもそも、マスク着用に法的義務はない。ましてや、参加者にマスク着用を促すことが自民党員の義務として認められてゐるものでもない。単なる政府による奨励に過ぎないものであつて、マスク不着用は違法ではないのである。

三 マスク着用についての原告の知見

- 1 原告のマスク不着用の行動は、原告のマスクの効用等に関する以下の知見に基づくものであり、マスク不着用には、以下のとほりの科学的な根拠があるものである。
- 2 いはゆるスペイン風邪と呼ばれた新型インフルエンザウイルス（H1N1）は、当時の世界人口18億人のうち、半数から3分の1程度（少なくとも5億人程度）が感染し、5000万人以上が死亡したとされる。その時期において、アメリカでは、サンフランシスコ市衛生局の最高保健責任者として市保健委員会委員長を務めたウィリアム・C・ハスラーの主導で、大正7年10月に「マスク着用条例」が制定され、第一次世界大戦における愛国心を煽つてスペイン風邪を押さへ込んだとされるが、戦争が終はつてクリスマスになると、人々はマスクをするのを嫌がつて着用しなくなり、感染がさらに拡散したとされてゐる。これがマスクの効用神話の始まりである。
- 3 しかし、現在、アメリカにおいて、マスクの着用者群と非着用者群の比較において、前者の方が感染者が多かつたとの調査結果もある。一般に、鼻呼吸では感染リスクが低い、口呼吸では高い。マスクをしなから声を出して話をする、口呼吸が増えて感染リスクが高まる。マスクを着用すると、呼吸が浅くなり酸欠になつてストレスが高まり疲労がたまる。高温または多湿の環境や季節においてマスクを着用すると体熱放散作用が妨げられて熱中症のリスクが高まる。マスクをした場合でも、マスクをしなから場合と比較しても60～80%程度はウイルスに暴露するため、特に、長時間のマスク着用は、却つて感染のリスクが高まる可能性がある。
- 4 また、他人に感染させないためにマスクを着用しても、それでもウイルスは飛散する。後述するとほり、PCR検査陽性の無症状感染者の感染力はないのであるから、

ウイルス飛散を防止するためのマスク着用は有害無益である。また、大多数の人は非感染者であるのでマスクは無用であり、有症状感染者のみにマスク着用を奨励する程度に留めるべきである。

- 5 国は、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」といふ異様で異常な社会生活の様式を奨励して定着させてはならない。そのような生活様式は、国民の文化や伝統などを支へてある基層に重大な悪影響を生じさせることになるので、国には、このような悍ましいマスク生活様式を国民に強制することを速やかに中止しなければならない義務がある。
- 6 付言すると、以上のことは、主に厚生労働省の政策に関係するものであるが、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」といふ異様で異常な社会生活の様式は、コミュニケーション障害や子どもの発達障害を引き起こすといふ大きな問題を招くこととなり、社会全体の国民生活の根幹を歪めてしまふことにある。人と人との交流は、文字や言葉の音声だけでなく、顔全体の表情と表現や口の動きなどによつてなされるものであつて、口を含む顔の大部分をマスクで覆ふ状態では、コミュニケーションが不完全となり、意思の疎通が図れない社会となる。そして、社会といふのは大人だけのものではない。特に、乳幼児や未成年者においては、発達障害等の原因になることが指摘されてゐるのであり（甲 3～甲 5）、このやうなマスク生活が常態化することを阻止しなければならないのである。
- 7 いづれにせよ、国は、単純にマスクの着用を奨励するだけで、そのマスクの種類と性能、着用場所、着用時間、マスクの着脱の要件などの基準を定めず、どの程度の態様によるマスク着用が有用で安全であるのかの基準に関する医学的知見と根拠を国民に全く示してゐないのである。
- 8 原告は、以上により、マスク着用が時として危険であり、生活に大きな悪影響を与へるものであつて、過度な着用は不必要であるとの一般的な認識を持つてゐるのであつて、本件処分は、このやうな科学的知見を否定した非科学的なものとして容認出来ないのである。

第三 自民党の党則

一 総論

- 1 自民党には、最高規範（定款）として、目的、組織、運営、党員の権利義務等を定めた党則（以下「党則」といふ。）が存在する。
- 2 その「前文」には、自民党の目的として、「わが党は、基本的人権と民主主義を守り、世界の平和と人類の繁栄に積極的に貢献しつつ、国民とともに未来に向けてつねに改革を進める自由主義の政党である。この党の理念を実現するため、本党則を定め、党内の規律を正し、組織と活動の強化をはかり、もつて党運営の規範とする。」とある。

二 党員の権利と義務

- 1 党則第3条には、「本党は、本党の目的に賛同する日本国民で、党則の定めるところにより忠実に義務を履行するとともに、国民大衆の奉仕者として積極的に党活動に参加するものをもって党员とする。」と定める。
- 2 そして、党员の権利については、同第3条の2には、「党员は、次の各号に掲げる権利を有する。」とし、
 - 一 党内の選挙権及び被選挙権を有すること。
 - 二 役員を選出及び候補者の決定に参加すること。
 - 三 党の政策に関し、提案すること。
 - 四 党の会議または出版物を通じて、党の活動に関する自由な討議に参加すること。とある。
- 3 また、党员の義務については、同第3条の3には、「党员は、次の各号に掲げる義務を有する。」とし、
 - 一 党の理念、綱領、政策及び党則を守ること。
 - 二 各級選挙において党の決定した候補者を支持すること。
 - 三 積極的に党活動に参加すること。
 - 四 党費を納めること。とある。

三 党员に対する処分

- 1 党則第65条第1項には、「党紀委員会は、党の規律保持及び党员の賞罰に関して審査を行う。」と定め、同第2項には、「党紀委員会は、前項の審査を経て、第92条の規定による処分を行うものとする。」とあり、同第4項には、「党紀委員会の運営等に関し必要な事項は、党規律規約で定める。」とある。
- 2 また、党則第92条第1項には、「党员が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、党規律規約の定めるところにより、処分を受けるものとする。」として、
 - 一 党の規律をみだす行為
 - 二 党员たる品格をけがす行為
 - 三 党議にそむく行為とあり、同第93条には、「党紀委員会は、党則に基づく賞罰については、総務会の議を経て、党規律規約を定めるものとする。」とあつて、これに基づいて「自由民主党規律規約」（以下「規約」といふ。）が定められてゐる。
- 3(1) そして、規約第9条第1項柱書には、「党员が次の各号のいずれかの行為をしたときは、処分を行う。」として、同項第1号には、党則第92条第1項第1号に該当する具体的行為として、
 - (イ) 公の場所又は公に発表した文書で、党の方針または政策を公然と批判する行為
 - (ロ) 各級選挙に際し、反対党の候補者を応援し、又は党公認候補者若しくは

推薦候補者を不利におとしおける行為

(ハ) 党内において国会議員を主たる構成員とし、党の団結を阻害するような政治結社をつくる行為

(ニ) その他党紀委員会において党規律をみだすものと認めた行為と定めてある。

(2) 次に、規約第9条第1項第2号には、党則第92条第1項第2号に該当する具体的行為として、

(イ) 汚職、選挙違反等の刑事事犯に関与した行為

(ロ) 暴力行為

(ハ) その他党紀委員会において黨員たる品位をけがすものと認めた行為と定めてある。

(3) さらに、規約第9条第1項第3号には、党則第92条第1項第3号に該当する具体的行為として、

(イ) 党大会、両院議員総会、総務会、衆議院議員総会又は参議院議員総会の決定にそむく行為

と定めてある。

4 そして、規約第9条第2項では、「党紀委員会が行う処分の種類は、次のとおりとする。」として、

一 党則の遵守の勧告

二 戒告

三 党の役職停止

四 国会及び政府の役員の辞任勧告

五 選挙における非公認

六 黨員資格の停止

七 離党の勧告

八 除名

とあり、同条第3項では、「幹事長が行う処分の種類は、次のとおりとする。」として、

一 党則の遵守の勧告

二 戒告

三 党の役職停止

四 国会及び政府の役員の辞任勧告

としてある。

四 自民党自らの党則違反行為

1 自民党は、小泉純一郎総裁の郵政民営化法案に反対した自民党所属の衆議院議員について、党紀委員会の処分を経ずに「選挙における非公認」を決めるといふ、明らかな党則違反行為があつた。

2 そして、平成18年8月23日、自民党の武部勤幹事長は、自民党本部で開いた農

林水産など各種支援団体との懇談会において、郵政民営化法案に反対し、非公認となつた党所属の前衆院議員について「離党勧告などの話も出てゐるが、その（時間的）余裕はなく、自発的に離党してから立候補してほしい。その場合は、将来復党する可能性もあり、さういふことを県連に要請してゐる。」と、党則を一度も読んでこともないかの如き独断行為を行ふことを表明した。

- 3 その上、武部勤ら党執行部は、非公認の前職が党籍を持つたまま立候補すれば、離党勧告や除名処分とすることを決め、自民党本部として造反議員が離党勧告に従はなかつたら除名処分にするといふ武部勤幹事長によつて、自民党は党則無視の非民主独裁団体へと変質したのである。

五 離党の勧告と除名

- 1 ところで、「離党の勧告」と「除名」とは、規約第9条第2項の定める別個の処分の種類であつて、党員のなした同一の非違行為に対して、実質的に二重の処分を受けることはない。ところが、本件処分は、二重の処分としてなされたものであつて、党則及び規約に定めのない違法な行為であるとともに、適正手続に違反してゐるものであつて無効である。
- 2 また、「離党の勧告」を受けてもそれに基づいて離党しなければならない義務はなく、離党しないことを理由に「除名」はできない。すなはち、除名は、規約第11条に、「党員が汚職、選挙違反等の刑事事犯を犯し、禁錮以上の有罪判決が確定したときは、除名の処分を行う。」とあり、除名処分事由は限定されてをり、仮に、離党の勧告による離党義務があるとしても、これは除名処分の事由には該当しない。
- 3 ところが、「離党勧告に従はないときは除名する」といふ党則に無知な武部勤の独断解釈が自民党を覆ふこととなつたが、このやうな違法無効な解釈は、どこまで行つても無効なのである。

六 地方組織への処分授権の不存在

- 1 さらに、党則には、第82条以下に「地方組織」に関する規定を設けてゐるが、党員の処分に関しての権限を地方組織に委任する規定は存在せず、地方組織は党員の処分権限を有してゐないのである。
- 2 すなはち、党則には、地方組織である支部及び都道府県支部連合会が党員の処分を独自に行へるとする規定も、地方組織に党員の処分を授権する規定もない。「自由民主党東京都維持連合会賞罰規程」（以下「規程」といふ。）第5条には、「党員が次のいずれかの行為をしたときは、党則第92条により役職停止または除名の処分に付する。」とあるも、それは、党則第92条及び規約第9条第2項の処分機関である党本部の党紀委員会の処分に委ねられることを注意的に規定したに過ぎず、地方機関で除名処分はできないことは、党則及び規約において明らかなのである。
- 3 しかも、自民党本部の定めた党則及び規約による党員の処分よりも、地方組織が

にさらに重い処分を課すことができるとする規定も存在しないのである。ところが、規程第 5 条は、党則第 92 条第 1 項の全ての処分の種類の中から、「役職停止」及び「除名」のみの処分に限定してある点においても無効である。

- 4 いづれにしても、規程第 5 条が「処分に付する。」とあるのは、党則第 9 条の「処分を行う。」との規定とは明らかな相違がある。これは、地方組織が独自に「処分を行う」のではなく、党本部の「党紀委員会の処分に付する」といふ意味なのであつて、処分を行ふことができるのは、あくまでも自民党党紀委員会であるといふことである。

七 政策決定（党議）の不存在

- 1 自民党の政策の決定に至る手続は、政務調査会の議を経て行はれるものであり（党則第 42 条以下）、政務調査会に設けられた各部会（同第 47 条）、政調審議会（同第 45 条）の審議を経た上で、政務調査会から総務会（同第 38 条）を経て審議決定することになつてゐる。
- 2 しかし、これまで、自民党においては、原告政治活動に関する政策審議は行はれてをらず、原告政治活動を否定する方向での政策決定（党議）はなされてゐない。
- 3 自民党は、令和 3 年 2 月 9 日に、自由民主党政務調査会の新型コロナウイルス感染症対策本部、社会保障制度調査会及び新型コロナウイルスに関するワクチン対策プロジェクトチームによる「第 1 次提言 COVID-19 ワクチン接種体制の構築へ向けた提言」（以下「提言」といふ。甲 6）を發表し、これを同日、菅内閣総理大臣に申し入れたが（甲 7）、これは、党則第 47 条による部会でも同第 45 条の政調審議会によるものでもなく、総務会（同第 38 条）を経たものでもないので、正規の政策決定ではないから、党員が拘束されるものではない。
- 4 これは、自民党の政策決定（党議）ではなく、自民党の一機関として直接に内閣に申し入れたものに過ぎないのである。
- 5 しかも、その提言の中には、「副反応への対応」、「情報管理システムの構築」及び「科学的な情報提供」を求めているのであつて、原告政治活動は、まさにそれを徹底させるためのものである。
- 6 特に、提言においては、武漢ウイルスワクチンの「安全性」については一言の言及もなく、接種後の副作用（副反応）のみしか関心がなく、中長期に亘る健康被害については全く検証しようとしなない非科学的なものである。提言は、科学的な情報収集を怠り、武漢ウイルスワクチンの安全性に関する科学的な情報を国民に提供をすることなく、前のめりになつて武漢ウイルスワクチンの接種を安全であると喧伝して接種を推進させようと、政府に対して要望してゐる。
- 7 そのため、原告は、むしろ、自民党が一切行つてゐない「科学的な情報提供」を補完する活動として原告政治活動を行つてきたのである。従つて、原告が、多くの自民党支援者の疑問と不安の声を受けて、これに寄り添つて行つてきた原告政治活動は、党則第 92 条第 1 項及び規約第 9 条に抵触するものではなく、まさに党則の前文に適合する正当な行為なのである。

第四 本件処分後における感染症対策の事情変更

一 ロナプリーブの特例承認

- 1 これまで、武漢ウイルス感染症に対する治療薬として、抗寄生虫薬であるイベルメクチン、エボラ出血熱治療薬であるレムデシビル、ステロイド薬であるデキサメタゾン、リウマチ治療薬であるバリシチニブなどが、主として、重症者の治療薬として特例承認がなされ、あるいは、医師と患者の合意を条件に転用使用が認められてきた。
- 2 さらに、田村厚生労働大臣は、令和3年7月19日、武漢ウイルス感染症の治療薬として、これらに加えて、アメリカのトランプ前大統領が武漢ウイルス感染症に罹患した際に、治療薬として使われて完治した実績のある以下の薬品の特例承認を行った。
 - (1) 販売名：ロナプリーブ点滴静注セット 300、同点滴静注セット 1332
 - (2) 一般名：カシリビマブ（遺伝子組換え）及びイムデビマブ（遺伝子組換え）
 - (3) 申請者：中外製薬株式会社
 - (4) 申請日：令和3年6月29日
 - (5) 効能・効果：SARS-CoV-2による感染症
- 3 これは、遺伝子組み換えの薬品であり、これを用いた「抗体カクテル療法」は、それ自体に安全性が懸念されてあるものの、これまでの治療薬とは異なり、重症化を防ぐために軽症者に投薬して重症化を防ぐことに有用であるとされるが、その添付文書には、「アナフィラキシーを含む重篤な過敏症があらわれることがある」と表示されてあるとほり、投薬の安全性については様々な懸念がある。
- 4 しかし、菅内閣総理大臣は、令和3年7月27日夕刻、田村厚生労働大臣ら関係閣僚と対応を協議して、首相官邸の記者団に対し、特例承認されたロナプリーブを「新たな治療薬を徹底して使用していく」として、「重症化リスクを7割減らす新たな治療薬を政府として確保した」として政府の方針が決定したことを強調した。
- 5 重症化リスクを7割減らす画期的な治療薬であることの根拠は不明であるものの、何らかの根拠に基づいて菅総理がそこまでの確固たる自信を持つて対外的に公表・公約したことからして、国は、これを前提とした保健政策がなされなければならない義務を負ったことになる。

二 武漢ウイルスワクチン接種による死亡者

- 1 厚生労働省は、武漢ウイルスワクチン接種による死亡例の報告を発表し、令和3年7月11日までの期間におけるファイザー社製のワクチンについては663例、武田/モデルナ社製のワクチンについては4例の報告があるとし、さらに、同月16日までには、さらに両ワクチンを合はせて84件の報告があつたとした。つまり、令和3年7月16日までに合計751件の死亡例があつたとしたものの、現時点では、

ワクチン接種と死亡との因果関係があると結論づけることのできた事例は認められないとしてみた。なほ、ワクチン接種後にの死亡事例については、令和3年9月3日までに1155人に達してゐる。

- 2 しかし、この統計には、医師の判断で初めから因果関係がないとして除外された死亡例もあり、ワクチン接種と死亡との間に時間的接着性が認められる疫学的因果関係を肯定することを頑なに否定し、ワクチン接種禍の被害者を救済しやうとする姿勢は全く認められない。このやうな死亡例の報告があつても、「現時点において引き続きワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」としてゐるのである。
- 3 つまり、国は、接種したことにより死亡しても一切補償はしないが、それでも接種政策を積極的に推進するといふことを宣言してゐるのである。

三 予防と治療

- 1 武漢ウイルスワクチンの安全性は満たされてゐないものの、有効性に関しても武漢ウイルスワクチン接種によつて予防できるのは、主に重症化予防であつて、感染予防の効果は少ない。
- 2 つまり、イスラエル保健省の発表によると、ファイザー製ワクチンについて、令和3年5月2日から同年7月17日までの重症化予防効果は、98%→93%→91%と漸減してをり、その期間での感染予防効果については、94%→64%→39%と激減してゐるからである。
- 3 これが二重盲検法による結果であるとは考へにくいし、治験者数がどの程度の規模であるのかは不明であるために即断はできないとしても、感染予防効果は僅か2か月程度しか続かないといふことである。また、重症化予防効果が高いとされるが、これも別紙添付の訴状「請求の原因」第三の五3で述べられてゐるとほり、治験者数が多ければ多いほど有効性の高さはトリックであつて信憑性はない。
- 4 そもそも、重症化リスクを7割減らす画期的な治療薬であれば、医療逼迫状況における保健政策としては、重症化の回避のための治療薬の投薬を推進すべきであつて、ワクチン接種は不要となる。ましてや、予防効果はなく、重症化予防といふのであれば、治療薬とワクチンとは、その目的と事象が重なつて混乱する。
- 5 さうであれば、健康な人、フレイルの人などの非感染者のすべてを含む全国民にワクチン接種をして、死亡例を含む多くの有害事象を生じさせるよりも、感染者のみに限定し、軽症者を増悪させないために治療薬を投薬することの方が、国民全体の生命、健康等を守るために必要であつて、ワクチン接種は有害無益なものとなる。
- 6 集団接種を拙速に強行して、安易な問診だけでワクチン接種をすれば、その被接種者の中には、軽症の感染者も混在してゐる可能性を否定できず、その接種が原因となつて死亡その他の有害事象を引き起こしてゐる可能性も大きいのである。
- 7 国は、国民全体をワクチン接種によつて死亡しうる危険にさらしてはならず、その他の有害事象を被らせることを回避しなければならない。これは、憲法第25条の義務であり、しかも、それを回避しうるものとして前述の治療薬を特例承認した

のであるから、ワクチン接種を速やかに中止し、武漢ウイルス感染症のみを特別扱ひにした歪んだ医療の実情を糺して医療機関を正常化しなければならない。

- 8 なお、ワクチン接種と治療薬投与とを両立させることは害が大きいので到底認められない。その双方の実施によつて副作用（副反応）が競合して増幅し、被害が甚大化、重篤化するからである。また、治療薬の投与については、妊婦、授乳婦、乳幼児、児童、高齢者、既往症・基礎疾患のある者などに対して慎重な配慮を要するものであるが、そのことはワクチン接種の場合も同様なのであつて、両者は、この人的領域において相互に補充性、補完性及び互換性を満たすことはないのである。

四 財政の浪費

- 1 国は、令和3年5月25日の厚生労働省健康局健康課予防接種室の都道府県等へ発出した「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について」と題する事務連絡において、個別接種促進のために医療機関（診療所、病院）に対して財政支援を行ふこととし、接種回数1回当たり2000円ないし3000円、これとは別途に接種費用として1回当たり2070円、1日50回以上の接種の場合は1日当たり10万円、さらに、医師については1人1時間当たり7550円、看護師等については1人1時間当たり2760円の支援単価を追加交付することとしてゐる。
- 2 これに、ワクチン購入価格、運搬・保管費用等を加算すれば膨大な金額であり、ワクチン接種を中止すれば、これらの殆どは不要になる。従つて、有害無益なワクチン接種を中止し、これほどまで膨れ上がった浪費を直ちに止めなければならない。
- 3 ところが、国は、ワクチン接種と治療薬投与とを両立させる方針であるが、このやうな無用の公費負担は回避されなければならないのである。ワクチン接種を中止して治療薬投与へと政策転換を果たせば、全国民に数回の接種をするために必要な莫大なワクチン購入費用等の支出は不要となり、軽症感染者に特化した治療薬の投薬に必要な費用の支出に限定されるので、公費の浪費支出による国家財政負担を軽減できるのである。

五 事情変更による政策転換義務

1 予防から治療へ

- (1) 菅内閣総理大臣が、重症化リスクを7割減らす画期的な治療薬として、ロナプリーブの特例承認をしたと公言したことは、武漢ウイルス感染症政策に画期的な転換すべき重大な事情変更があつたことを認識したのであるから、国は、感染症対策に関する政策の大転換を行ふべき義務を負つたことになる。
- (2) 重症化リスクを7割減らすことにより、重症化率を激減させれば、これと連動して死亡率も低下させることになるので、安全性が担保できない武漢ウイルスワクチンの接種を続ける必要はなくなる。そして、これまでのワクチン接種に偏頗した予防中心政策から特例承認の治療薬による治療中心政策へと大転換をする

ことができるのである。

- (3) これまで、医療現場の努力によつて、重症化率や死亡率が押さへられてきたのであつて、この低水準を維持できたのは決してワクチン効果ではない。それは、前述したとおり、抗寄生虫薬であるイベルメクチン、エボラ出血熱治療薬であるレムデシビル、ステロイド薬であるデキサメタゾン、リウマチ治療薬であるバリシチニブなどが、主に重症者の治療薬として転用使用して献身的な医療行為がなされてきた賜なのである。
- (4) そして、重症化リスクを7割減らす画期的な治療薬が特例承認されたことにより、これまでの治療薬と相俟つて、医療逼迫はさらに回避されるのであつて、効果も不明確なワクチン接種に頼る必要が全くなくなる。
- (5) 武漢ウイルスワクチンもロナプリーブなどの治療薬も、いずれも特例承認であり、いずれも安全性に疑問があるが、国としては、そのやうな状況において、憲法第25条に従つた保健政策を決定するについては、人権規制立法の手段審査に関して用ゐられる基準である「より制限的でない他の選びうる手段の基準(Less Restrictive Alternative,LRA)の法理(基準)」が適用されるのであつて、より被害の少ない方法を選択して、費用対効果の視点からも最良の感染症対策を講じなければならない義務がある。
- (6) さうであれば、ワクチン依存による偏頗で危険な感染予防対策ではなく、治療薬を活用した治療中心政策しか選択の余地はない。治療薬投与による治療中心政策は、ワクチン接種政策と比較して、①国民全体を危険にさらさず、感染者に限定して治療に集中することができること、②ワクチン購入費及び個別接種支援費などの浪費を抑へて治療費投与のみの実施費用に留めて財政の浪費を抑へることができること、などの顕著な利点がある。
- (7) 従つて、武漢ウイルス感染症は、感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」として、1類のエボラ出血熱以上の指定感染症として指定し続ける必要はなくなり、この指定を取り消すか、あるいは、インフルエンザと同様の5類かそれ以下に指定すればよいことになり、これにより医療機関と保健所等の負担を激減させることができる。
- (8) それゆゑ、国には、治療薬の特例承認とその活用が可能となつたことによる著しい事情の変更により、武漢ウイルス感染症の感染症法指定を直ちに取消すべき義務がある。

2 国民生活の原状回復

- (1) この予防中心政策から治療中心政策への転換がなされれば、もはや検査の有用性のないPCR検査を当然に廃止しなければならない。
- (2) そして、必然的に武漢ウイルスワクチンの特例承認はすべて取り消されるべきであり、その接種について予防接種法による努力義務を課してはならないことになる。

- (3) また、この特例承認の取消とともに、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 75 号）に基づいて締結された損失補償契約も取消ないしは解除されなければならない。
- (4) さらに、ワクチンパスポートや陰性証明書などは全く無意味となり、これを継続して発行することは、前述したとおり、違法な差別である上に、所持者に優遇を与へるインセンティブを維持すること自体が、接種の間接的強制であり、意に反する苦役となるので憲法第 18 条に違反することになる。
- (5) いづれせよ、この政策の大転換によつて、これまで国民に対して強制してきた、PCR 検査の実施、マスクの着用、3 密の回避、手指の消毒、手洗ひ、換気、パーティーション、アクリル板の設置、イベントや集会の自粛、対人距離の確保（ソーシャル・ディスタンス）、店舗の入店人数の制限、着席場所の制限、営業時間の制限、酒類などの販売品目の制限などの制約は全く不要となり、国民経済や国民生活は武漢ウイルス発生前の状態へと原状回復を果たすことができるのである。

3 提言の失効

- (1) 以上の事情変更からして、武漢ウイルスワクチン接種を唱へた提言は、その前提事実を喪失した。
- (2) それゆゑ、これを前提とした本件処分は、提言の失効とともに処分の正当性を失つたのである。

第五 本件処分の無効性

一 総論

- 1 原告政治活動は、党則及び規約に何ら違反するものではなく、むしろ、自民党が国民政党、政権政党としての職責を果たすためには、今回の武漢ウイルス禍に対処する政府の方針について、PCR 検査の有用性、科学的合理性などに著しい疑問があるとの立場によるものである。
- 2 それは、武漢ウイルスの特定と性質が明確でない状況であるにもかかわらず、特例承認がなされた武漢ウイルスワクチンは、すべて遺伝子操作がなされてあるものである。このうち、mRNA ワクチン（ファイザー製、モデルナ製）には脂質ナノ粒子（lipid nanoparticle 以下「LNP」といふ。）といふ劇薬でコーティングされ、この LNP が体内のあらゆる臓器に蓄積されて害をなすものであり、また、ウイルスバスターワクチン（アストラセネカ製）には不妊の効果があるポリソルベート 80 が含有され、さらに、血栓症を引き起こす症例が多発してあるのである。
- 3 それゆゑ、このやうに安全性が全く確保されず、危険性がある武漢ウイルスワクチンについての警鐘を鳴らし、その薬害被害に十分な対処を講ずる必要があることから、それが国民の生命と健康と生活を守るべき自民党の使命であるとの信念を持つて活動を続けてきたものである。

- 4 前述のとおり、原告政治活動が自民党の政策に反するとの決定がなされたことはなく、これらは決して自民党の政策に反対するものではない。むしろ、HPV ワクチン接種のときのやうに前のめりになつて政府が無批判に推進するワクチン政策等に対して、政権与党として国政を担ふ自民党がその内部において、常識的、良心的な声を上げて、歪んだ政策を止めさせ、あるいは大きく是正させる党内民主主義、自由主義の充実が必要であるとして原告は主張し続けたのである。
- 5 原告の原告政治活動に関する主張は、令和 3 年 7 月 30 日に東京地方裁判所（民事第 2 部）に提訴された武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件（令和 3 年（行ウ）第 301 号事件）の訴状記載の内容と共通するものであつて、同訴訟の原告訴訟代理人の南出喜久治弁護士が本件訴訟の原告代理人弁護士であることから、その訴状の内容を本件において引用することを許諾されたので、その訴状の写しを末尾に添付して引用することとする。

二 争訟性の存在

- 1 政党が党員を除名処分にしたことが裁判所法第 3 条第 1 項の「争訟性」の要件を満たすか否かについては議論がある。
- 2 既に、部分社会の内部自律権に関する判例が存在し、特に、政党が党員に対してなした処分についての判例（最三小昭和 63 年 12 月 20 日判決。以下「昭和 63 年最判」といふ。）によると、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であつても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。」と判示してゐる。
- 3 なお、最大判令和 2 年 11 月 25 日（裁判所時報 1757 号 3 頁）は、最大判昭和 35 年 10 月 19 日を変更し、地方議会での出席停止の懲罰の適否は常に司法審査の対象となるとして、部分社会論を排斥した。これは、争訟性の有無を論ずる前提となる論拠としての部分社会論が論理的に崩壊したことを示してゐる。この部分社会論は、日本国憲法及びその他の法令上に全く根拠を持たないものであつて、「議会の内部規律の問題」であるとか、「一般市民法秩序と直接の関係」があるか否かといふ漠然とした抽象的な概念を用ゐて司法消極主義によつて判断の回避がなされること自体が、違憲違法なものなのである。
- 4 最近の裁判例においても、政党の党員が除名処分を受けたことに対する除名処分無効確認訴訟において東京地方裁判所平成 23 年 7 月 6 日判決（判タ 1380 号 243 頁。以下「平成 23 年判決」といふ。）は、昭和 63 年最判を踏襲して、「政党が党員に対してした除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばない。他方、除名処分が一般市民秩序に係る権利利益を侵害する場合であつても、当該処分の当否は、当該政党の自主的に定めた

規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り当該規範に照らし、その規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続にのっとりなされたか否かによって決すべきであり、審理もその点に限られる。」「このことは、政党助成法が制定されたことによって影響を受けるものではない。」と説示してある。

- 5 しかし、以下に述べるとおり、昭和 63 年最判がなされた以後において、政党に関する法制度は大きく変化してをり、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」といふ極めて抽象的な意味内容についても解釈の変更を余儀なくされる社会状況が生まれた。それは、平成 6 年に「政党助成法」（平成 6 年法律第 5 号）及び「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（平成 6 年法律第 106 号。以下「政党法人法」といふ。）が制定され、平成 18 年には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」といふ。）が制定され、これに伴って、政党法人法の改正がなされたことによるものである。
- 6 つまり、昭和 63 年最判後に、平成 6 年の政党法人法によって自民党などの政党交付金を受ける政党に法人格が付与され、平成 18 年の一般法人法の制定に伴って、政党法人法第 8 条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 4 条及び第 78 条の規定は、法人である政党等について準用する。」と改正された。この一般法人法第 78 条は、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定められてをり、この「第三者」は、当然に「黨員」を含むものである。そして、これにより自民党と黨員との間には「一般市民法秩序と直接の関係」が認められるに至ったのである。
- 7 平成 23 年判決の事案においては、同事件の原告が被告政党（民主党）には政党助成法の適用があり、政党交付金を受けていることを主張したに留まり、法人格の付与と、一般法人法第 78 条の準用により、対外的に損害賠償義務を負担することになったために、「一般市民法秩序と直接の関係」が生じていることの主張がなかつた。従って、訴訟における弁論主義の制約によつて、この点が判断がされなかつただけであつて、昭和 63 年最判及び平成 23 年判決を本件にこれをそのまま適用することは到底できないのである。
- 8 そもそも、一般法人法は、当該団体の性質と矛盾しない限り非営利の団体に広く準用ないしは類推適用される通則的な法律であつて、治外法権的な特権を肯定する部分社会理論を振りかざして法の支配を逃れやうとする理論は、もはや過去の悪弊であるとして排除されなければならない。
- 9 ましてや、昭和 63 年最判及び平成 23 年判決の前提に立つたとしても、除名といふ政党から排除される処分は、単なる「内部的な問題」ではなく「一般市民法秩序と直接の関係」を生じさせる行為であり、さらに、「適正な手続にのっとりなされたか否かによって決すべきであり、審理もその点に限られる。」とするのであれば、本件処分は、党則及び規約に定められた適正な手続に則つてなされたものではないので、訴訟審理の対象として当然に認められることになるのである。
- 10 そもそも、部分社会論なるものには、憲法上及び法令上の根拠がない。ましてや、

「一般市民法秩序」といふ全く不明確な概念を編み出した上、現実の起きてゐる「争訟」を「争訟性がない」とすることは、全く根拠のない詭弁の類ひである。このやうな判断は、憲法第 13 条、第 14 条、第 31 条及び第 32 条により複合的な保障された、公正、平等、公平かつ適正な裁判を受ける権利を侵害するものであつて、排除されなければならないのである。

三 本件処分の違法性と適正手続違反

- 1 前述したとおり、本件処分は、その手続自体が自民党の党則及び規約に反したもので、処分権者による処分でもないのであるから当然に無効である。
- 2 また、本件処分に至る手続は、適正な手続に違反してをり、しかも、同一の事実についての二重の処分がなされたものであるから、法の正義に反するもので無効である。
- 3 そもそも、法の正義といふものは、「実質的正義」と「形式的正義」に分類されるといふ。そして、実質的正義とは、本来、価値が絶対視、絶対化されるといふ保障がなければ成り立ちうるものではなく、現代社会における価値の多様化に伴つて一義的に定まらない事象が拡大し、今後もさらに相対化することは必至である。しかし、その中でも比較的争ひのない歴史的かつ伝統的な普遍性のある規範を抽出して、実質的正義の概念を維持してゐるといふのが実状なのである。
- 4 このやうに、実質的正義の絶対性が揺らぐ一方で、形式的正義の役割は益々重要となつてゐる。この形式的正義といふのは、「自己の権利は主張しながら、他者の権利を尊重しない者」を「悪」とする法理であり、他者を差別的に扱ふ「エゴイスト（二重基準の者）」を悪とするものであるとされ、「等しきものは等しく扱へ」「各人に各人の権利を分配せよ（*Ius suum unicuique tribuit*）」といふローマ時代から言ひ伝えられてきた人類の知恵であつて、現代においては、「クリーンハンズの原則（汚れた手で法廷に入ることは出来ない）（自ら法を守る者だけが法の尊重を求めることができる）」や「禁反言（エストッペル）の原則（自己の行為に矛盾した態度をとることは許されない）」などとして根付いてゐると言はれてゐる。
- 5 いづれにせよ、形式的正義は、いまや最重要の規範であり、憲法は、形式的正義に関して、第 39 条で二重処罰の禁止を定めてゐるので、これを無視することはできないのである。
- 6 憲法が私人間に直接に適用されるとの直接的適用説であれば、本件処分のやうな二重処罰が憲法違反であり無効であるとすることになる。しかし、通説は、間接適用説であり、私法の一般条項の解釈を通して、憲法の人権保障の趣旨を反映させることにより、間接的に憲法の効力を私人間に及ぼすものとしてゐる。ここで、私法の一般条項といふのは、民法第 1 条（公共の福祉、信義則、権利の濫用）、第 90 条（公序良俗）、709 条（不法行為）等であり、憲法の定める平等原則（憲法第 14 条）などの公理にもまた一般条項として適用されるものである。それゆゑ、離党勧告と除名といふ二重処罰となる本件処分は、これらの一般条項に明らかに違反するものであるから無効なのである。

- 7 特に、憲法第31条（何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。）は、いはゆる適正手続の保障を定めてをり、この規定は、私人間においても、相手方に不利益な処分等を受忍させるには、明確性、合理性、比例原則、差別禁止などを前提とした契約、会則その他の規範に存在し、それが事前に告知され、弁解と防御の機会が保障されなければならないといふ告知と聴聞を受ける権利として認められてゐる。しかし、本件処分はこの権利を否定して、原告に告知と聴聞の機会を与へなかつたものであるから違法無効なのである。
- 8 また、国から政党交付金を受けて政権与党となつてゐる自民党は、準国家作用を担つてゐると評価されることから、準国家作用を担ふ団体には直接に憲法が適用されるとの見解もある。
- 9 さらに、これらの手続的な問題だけではなく、本件処分の理由となつた事実内容についても、離党勧告と除名がなされるべき理由は全く存在せず、原告には自民党の政策や党議に違反した事実がないのであるから、本件処分は無効である。

第六 政策提案権及び自由討議参加権

一 政策提案権

- 1 自民党は、党則第3条の2第3号に、「党の正確に関し、提案をすること。」と規定し、党員の政策提案権を認めてゐる。
- 2 そして、自民党は、党則の前文に掲げる目的においても、その組織の性質は民主的団体であり、自民党は、民主的団体の組織運営を前提として結党されたのである。

二 ロバート議事規則

- 1 このやうな民主的団体の組織運営については、アメリカのヘンリー・マーティン・ロバートが明治9年にまとめた「ロバート議事規則」（Robert's Rules of Order 以下「議事規則」といふ。）が世界的な準則としてこれまで慣習法として運用されてきたものであり、自民党もこれを当然に踏襲してゐる。
- 2 議事規則によれば、
 - (1) 多数派が意思決定する権利
 - (2) 少数派の意見が傾聴される権利
 - (3) 構成員個人の権利
 - (4) 欠席者の権利の4つが最低限度認められ、すべての構成員は平等であり、その権利も平等である。
- 3 そして、各構成員の権利については、
 - (1) 会合に出席すること（総会出席、理事会傍聴）
 - (2) 動議を提出し、討議で発言すること（議案提出権と発言権）
 - (3) 役員を指名すること（役員選挙権）

- (4) 表決すること（議決権）
 - (5) 役員に就任すること（役員の被選挙権）
が認められてゐる。
- 4 また、我が国においても議事規則が慣習法として認められてをり、一部の例外を除いては、政党は、民主的運営による権利能力なき社団としての任意団体であつたが、平成6年に政党助成法が制定されて、国民の税金から政党交付金として活動資金の受給を受ける存在となつた。
- 5 そして、前述のとほり、政党法人法第8条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、法人である政党等について準用する。」と改正され、この一般法人法第78条は、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定められてをり、この「第三者」は、当然に「党员」を含むものであるから、これにより自民党と党员との間には「一般市民法秩序と直接の関係」が認められることになつたのである。

三 自由討議参加権

- 1 従つて、これは自民党にも例外なく認められるものであつて、原告は、自民党に対し党员としての議案提案権である政策提案権（党則第3条の2第3号）のみならず、その政策決定に至る手続において、政治活動報告などの出版物を通じての発言権である自由討議参加権（党則第3条の2第4号）を有してゐることになる。
- 2 それゆゑ、原告が自由討議参加権をこれまで行使して、原告政治活動を行つてきたにもかかわらず、内容的にも手続的にも違法無効な本件処分によつて妨害されたことから、今後もその妨害が予測され、現に妨害が継続してゐることから、妨害予防請求権ないし妨害排除請求権の行使として請求の趣旨第二項の請求を行ふとともに、政策提案権の行使として、請求の趣旨第三項の請求を行ふものである。

第七 本件不法行為

- 一1 本件処分は違法無効のものであり、それを行つた西野及び林田と、これを追認した自民党の行為は、連鎖的な共同不法行為となるものである。
- 2 前述のとほり、自民党日野総支部による第一処分に基づく令和3年3月10付けの除名処分と、自民党東京都支部連合会党紀委員会による同年4月26日付けの第二処分による除名処分とは、処分主体、処分日付等が同一ではなく、両者の関係や効力の優劣等は不明であるものの、これら一連の処分（本件処分）は一体的な処分であつて、これらに関与した者や機関による連鎖的な共同不法行為なのである。
- 二1 原告としては、武漢ウイルスワクチンの安全性を無視した提言が偏頗で説得力のないものであることから、安全性に関する情報を広く国民に提供するために原告政治活動を展開することになつたのである。
- 2 ところが、自民党日野総支部及び自民党東京都支部連合会は、原告政治活動が提

言による武漢ウイルスワクチン接種を推進する妨げになるとして、原告政治活動については全く批判できる余地がないために、名古屋での原告の講演において、参加者にマスク着用を促さなかつたといふ全く違法性のない事実を口実として原告を自民党から排除することを企てたのである。

- 3 前述のとおり、マスク着用の法的義務はなく、党則その他においても自民党員の義務とはなつてゐない。着用は、単なる奨励に過ぎない。ましてや、原告が講演をした集会は、原告が主催者でも管理者でもない。そのため、マスク着用を奨励するか否かを判断するのは、集会の主催者または管理者であつて原告でない。にもかかはらず、原告は、西野らによつて、違法でもないマスク不着用を批判され続けた末に本件処分を受けるに至つたのである。

第八 責任と損害

- 一 1 原告は、自民党の機関に属する立場としての西野及び林田が行つた不法行為によつて、違法かつ不適正な本件処分を受け、原告政治活動などの正当な政治活動を事実上制限される被害を被り、原告の選挙区内での支持者、支援者に対して理不尽な疑念と不安を与へることによつて、原告は自己の政治活動に対する重大な悪影響を被つた。
- 2 そして、本件処分がなされた上に、令和3年2月14日の名古屋講演以後において、原告は、前述のとおり、西野及び林田らによつて陰湿で執拗な批判を受け続けた結果、気分障害を発症する被害を被つたのである（甲8）。
- 二 1 また、自民党の本部は、これらの違法行為に当初から関与しながらも、しかも、原告代理人弁護士が令和3年6月14日付け通告書（甲9）によつて、本件処分の無効確認と被害回復等を求めたにもかかはらず、これを黙殺して本件処分を黙示に追認したのである。
- 2 自民党は、政党法人法に定める「政党」であり、同法第8条には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、法人である政党等について準用する。」とある。
- 3 そして、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第78条には、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」とあるので、自民党の代表者による前記一2の行為は、西野と林田との共同不法行為に事後的に加担した共同不法行為に該当する。
- 4 また、西野は、自民党日野総支部長であり、林田は、自民党東京都支部連合会党紀委員会委員長であつて、自民党の機関行為として本件処分をなしたものである。
- 5 さらに、西野及び林田は、自民党の被用者に準じた地位にあるので、自民党は、民法第715条の使用人責任を負ふものとして、被告らは本件共同不法行為責任を免れないものである。
- 6 よつて、原告の受けた損害は、これらの違法な行為及びその違法状態が継続されてゐることによつて被つた精神的損害であつて、これを金銭に見積もることは困難ではあるが、あへて評価するとすれば、金150万円を下らないものであり、被告ら

は連帯してその損害を賠償する義務があるので、請求の趣旨第三項の請求を行ふものである。

第九 結語

よつて、請求の趣旨のとほり本訴を提起した。

添付書類

1	訴状副本	1通
1	登記簿謄本	1通
1	訴訟委任状	1通

当事者目録

- 〒191-0043 東京都日野市平山 5-19-11
原告 池田利恵
- 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル 2階（送達場所）
電話 075-211-3828
FAX 075-211-4810
上記原告訴訟代理人
弁護士 南出喜久治
- 〒100-8910 東京都千代田区永田町 1-11-23
被告 自由民主党
代表者総裁 菅義偉
- 〒191-0031 東京都日野市高幡 1-14 石ビル 301
被告 西野正人
- 〒197-0011 東京都福生市福生 1130
被告 林田武